

もあるといった考え方で、どんな風に方式を決めていくかという観点が必要です。次の資料、同意のあり方です。先ほど共同利用という考え方がありますが、いくつかの文章を見ますと、病院の中に参画病院の病院名を書いておいて、「ホームページを記載して随時参画する医療機関が増えた時にここに書いてあるのでご覧になってください」ということでうまく逃げていけるという解決の仕方が経産省の報告書に書いてありますが、こうして同意をしているが、どんな医療機関が参画しているか説明責任が必要ですが、同意の過程でそういうことを整理する必要があるということと、同意の取得方法。オプトアウト、院内掲示で嫌だという方だけ抜くのか、同意をした患者だけを入れていくのか、紹介状を書いて欲しいと依頼した方は基本、地域連携に入れていくのか、そういう考え方がありますけれども、それを合議して協議会として決めたということが必要かと思います。ここでは同意の方法を強く書いてあります。ちなみに、地域によっては包括の同意をしていながら、どの医療機関を連携させるかということです回目の同意をとっているところがあります。簡単な包括同意をとって、後から個別同意をとる方法もあります。なぜかというと、精神とか産科とか連携したくない情報もあります。この患者さんが包括同意したからといって、どんな診療科のどんな情報も見せていいかというと、それはまた違うだろうという考え方を持つ地域もあります。こうしたことも含めると、とても検討が難しいということに触れてあります。そして、同意の撤回の受付方法です。個人情報保護法的に言えば、同意を撤回してそれを削除しろといえば元のデータを削除しなくてはならないわけですが、その書面をどこでどんなふうにやっていくかという話ですが、個別の病院でシステム的に紐付けしていく、同意の削除ということをそれぞれの医療機関でやっていいのかということを、どうルール化していくかという問題もあります。同意の方法も

されることながら、同意の撤回があった時にどんな技術、運営主体が協議会とした時に事務局の手間がかからない方法は何か、郵送費用として切手代がかからない方法はなにかということをしっかり考えなくては、これだけでいっぱいいっぱいになってしまう。持続的な地域連携が難しくなるケースもあるので、何でもないようでとても大事な話だと思っています。以降の資料は、個別同意の話など今お話をしたことが書いてあります。そして、ハンドアウトにはもっと細かい同意のフローがありますので、興味のある方はご覧ください。

そして同意の取得ですが、これはID連携をしなくてはならないという趣旨のことで、同意に伴って紐付けする必要があるということと、オートでやるというところもたまにありますが、医療過誤になる可能性も否定できないので、これは難しく、どこかでメディカルソーシャルワーカーさんなのか推進協議会の事務局なのか、どなたかが紐付けする必要があるということで、最近も別の方に検診情報を送ってしまったという紐付けの仕方の失敗で、そんなことが起きている例もあるので注意が必要かと思います。

あとは利用者ごとの情報の範囲です。ちなみに経産省の中では、必須な地域連携の診療情報として、基本情報、処方履歴、検体検査結果、アレルギー情報、既往症、禁忌情報、感染症情報と書いてあります。これが正しいかということは協議会として決めていく必要があり、どんな情報を連携するかということを定めていく必要がある、ということに触れておきたいと思います。また、その情報を誰がアクセスできるかという整理が必要だということを、資料中程に書いてあります。介護の方と医療の方が、同じ情報に触れることがあってはならないというか、もともとそういう風にできていないと思います。読んでも理解できない可能性は否定できなくて、そうした話です。もう一つは、統計情報をとる、患者動態をとりたいということを協議会の総会の中で議論したいとい

う話もありますが、協議会としてどこまで統計情報を2次利用として扱っていいかということも毎回問題になる話です。統計情報をどんなふうに誰がどんなアクセス権で、どうやって設定していくかという議論が必要だということで、情報とそれを参照する人の整理が必要だという資料があります。そして、アクセス権について触れておきたいと思います。皆さん、アクセス権とかIDという話をよく聞かれると思いますが、これはデジタルアイデンティティという言葉と、アイデンティティファイアという言葉がありますが、IDの話をした時に、こんな考え方ということをお話します。まず、私が田中さんであるということを識別するという手順があります。これはIDパスワードなのか生体認証なのかということがあります。そして、その次、それが本当に本人であるかということは、費用の問題もあるのでいろいろ考えていかなくてはならない話です。HPKIのように、国が今後行おうと思っているようなことに照会して、確かにあなたですということを確認するという手順もあるかもしれません。そして、認可。その情報にアクセスしてよい、あなたはこの情報に触れてもよいという認可、そして初めて医療者が診療情報に触れ、介護の方はADLにしか触れないなど、手順を決めていくことが必要で、これら3つの手順があってアクセスしているという認識がずれると、話が困難になってくるので、ここで整理しております。

そして、セキュリティの話ですが、院内の情報というのは、自動車の教習所の中で、隣に教官が乗って教習所の中を走っているような状況です。地域連携とは何かというと、公道を走ることで公道には公道のルールがあって安全確保が必要で、例えばシートベルトは絶対しなくてはならないなどいろいろあるわけです。こうしてセキュリティに関してのマネジメントの範囲が極めて一気に広がる、この観点について、協議会を構成する皆さんとしては念頭に置いておく必要がありま

す。ITの方々は専門的に行けばいいと思いますが、この観点だけはもっておく、そういうデリケートなことだということですね。それを図示したものが連携中核機関A、医療機関B、診療科B等、いろいろ書いてあります。何となく様々な医療機関だということが書いてあるのですが、これが揃わないと情報が流れてしまいます。もしくは、一番低いレベルで整理するのかというと、そうではなく、どこか譲れない線があるということ、そこに引き上げる必要があるということを簡単に図示してあります。つまり、様々な医療機関があり、それぞれのポリシーが違います。先ほど個人情報保護法で、それに付帯する様々な行政がついている法律がありますが、自治体病院全部を入れると、医療の世界では全国で千数百、千六百だったか、それだけ個人情報が細分化されており一本化されていない。そのため、一本通した法律を作ろうということが厚労省の考え方ですが、こういう観点が大事です。皆さんで勉強して、どんなセキュリティ対策の実施が必要か、お互いにアクションプランを考えて実行していく。そうした結果、どこかで桶のたがをはめて、これより下にはいかないようにして水をせき止める必要があるということを簡単な絵で示しています。

こうしたものを運営主体と保管主体で協力して検討していく必要があり、そしてポリシーを制定していかなくてはならないということをここで触れております。こういった各種団体でこういったことをまとめている本がいくつもありますので、資料で紹介しています。

結語ですが、今後、医療情報連携によって多くの地域で患者のQOL、ADLの改善や維持を掲げているということ、これは地域連携において至上命題であること、岩手県下において地理的な特徴から、他の地域より一層距離と時間についてICTをもって克服する遠隔診療の要素をもった取り組みが重要視されること、そこに専門医の偏在をICTで支援することによって、県下において医療

を均てん化する要素があること、これがそのまま患者のベネフィットに繋がるということだと考えます。

演題の中でも時間の流れを示しましたが、遠隔診療については、ガイドラインがエビデンスによって段々と提供の範囲が広がってきた経緯があります。こうした努力があるということですから、岩手県下において、今回の事業でもエビデンスを積み上げて、例えば「岩手 study」というような形で還元していくことでこの岩手県だけでなく、広い地域、これは国レベルであったりすると思いますが、そういうところで遠隔診療の世界で幅出しをして、それはつまりは患者、県民の利益に繋がるのではないか、そんな有益なフィールドになるのではないかと思っています。JAHIS としてお手伝いできることができれば、ぜひご連絡ください。下の資料に例があります。こんな形でエビデンスを拾ってみるのはどうですか、ということが書いてあります。

これで私の演題を終わらせていただきたいと思います。有り難うございました。

一質疑応答一

岩動

田中先生どうも有り難うございました。非常に広範にわたる内容ですが、田中先生、今までいろんなところで医療連携システムを拝見しております、ほとんどが小さな地域の医療連携、病診連携である、例えば「あじさいねっと」であるとかそういうものがありますが、小川先生が目指しているのは広大な岩手県という大きな広い領域をこういうことで結びたいということですが、そうすると踏み越えるべきハードルというの非常に多くなってきますよね。例えば、われわれが情報伝達する時にメールで行いたいという時に、メールを持っていない先生方が沢山いるとすると、それが一つの手段ではなく、二つ三つ、fax、電話、郵送等、全部一緒にやらなくては隅々まで伝わらないというような、いろんなことがあ

ると思いますけれども、そういう難しさというもののをこの医療連携システムは含んでいるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

田中

一つの県の中で IT の拡がりは均一ではないので、おっしゃる通りだと思います。一方で、岡山県あるいは島根県等、他の県では、3 次医療圏、22 年度の補正予算は 3 次医療圏の予算がついておりますので、全県連携に取り組んでいる場所は既にあり、スタートもしております。こうした事例の中で、fax とか紙とか、様々なデジタル化する範囲の差ですね、どんな風に埋めているかということはいろんなところの知恵をいろいろ調べてみるとということはとても大事だと思います。おそらく、できない部分もあると思いますが、今の時点できれることははある程度あって、そこに他の地域には何らかの答えはあるのかもしれませんですね。

岩動

先生有り難うございました。

小山

田中先生、有り難うございました。休憩を挟ませていただきたいと思います。

岩動

『医療個人情報保護法の必要性と課題－連結可能匿名化措置導入に向けて』と題して鈴木正朝先生でいらっしゃいます。先生は、1962 年に北上市出身であります黒沢尻北高校のご出身でいらっしゃいます。現在、新潟大学法科大学院実務法学研究科の教授でいらっしゃいまして、出身大学は中央大学の修士課程を修了なさっておりますし、情報セキュリティ大学院大学の博士課程を修了していらっしゃいますので、法学修士そして情報学博士ということでいらっしゃいます。先生は、兵庫大学、山口大学、筑波技術大学、京都女子大学、メディア教育開発センターなどの非常勤講師あるいは客員教授などを務めていらっしゃいます。いろいろな分野で活躍してらっしゃい

まして、多数の学会にも所属していらっしゃいます。それでは、先生どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

講演 2

『医療個人情報保護法の必要性と課題—連結可能な匿名化措置導入に向けて』

新潟大学法科大学院 実務法学研究科

教授 鈴木 正朝先生

新潟大学から参りました鈴木と申します。

マイナンバー制度ができましたが、マイナンバー制度を作る仕事を手伝っておりまして、厚労省では社会保障分野サブワーキンググループの構成員をやっておりまして、昨年6月まで医療情報保護法案の検討をしておりました。6月でいったん中間報告を出してピタッと止まってしまいまして、社会保障審議会の下に特別部会を作って、法案整備だといったところの人選で止まって、今般、丸1年になります。当時は民主党がつぶれそうだったので、民主党の段階で審議会を作ると後で面倒だから止まっているのかと理解しておりましたが、自民党政権になっても動きが止まっています。大幅な人事で、厚労省の関係者が一掃されてしまい、今現在、医療等情報保護法がどういう状況であるのか、皆目見当がつかないという状況にあります。もう一つ考えていたことは、彼らはマイナンバー法案成立を待っているのかと思っておりました。ところが、5月24日成立してからも特に動きが見られないということで、どうなるかと思っているところであります。

医療連携のお話をいたしますと、実は個人情報保護法ばかりが際立って議論されておりますが、法律屋から見ると大した問題ではないと。一番重要なのは刑事規制です。民事でも医療過誤訴訟等、いろいろありますように医療契約においては守秘義務、不法行為においてはプライバシー侵害。最後に行政規制として一番ぬるい個人情報保護法があるということあります。これは別に医療に限ったことではなくて、例えばここに交通事故

を入れてみると、交通事故を起こすと、当然ながら刑事事件で交通刑務所に入るかどうか、業務上過失致死傷罪の問題が出てまいりますし、任意保険に入っていますように、万が一相手方が亡くなると数千万円の損害賠償等の問題が出てまいります。あともう一つは、行政規制として免停になる等の問題が起きます。ですから、刑事、民事、行政規制の3点で常に様々な事象が法的問題の議論がされているということで、情報を動かすという場合には、この3方向から検証を入れます。さらに、カルテ等の場合には著作権等の問題も幾分出てくる可能性があるということで、円がもう一つ増えるかもしれない。これは非常にデータ流通の阻害であるというのは、早計な判断であります。普通のことであります。すべての問題は、3方向4方向から法務の問題として淡々と処理していくというだけの話です。ですから、専門家を雇いなさいということになるわけです。中でも、個人情報とプライバシーの権利、文学とかエッセー、日常生活だと個人情報とプライバシーの権利は同義語です。同じ意味として使い分けをするわけですが、法的には定義が違います。概念整理は資料のようになります。経産省はプライバシーの権利に属する情報の中に個人情報を入れたりしていますが、明確に間違います。概念は、共通部分とそれぞれの独自領域があるという円が正しい理解です。またこのように理解しないと、今日のこれから法律を作ろうということの立法政策の問題点が明らかになりません。なぜなら、プライバシーというのは、個人に関する情報をみだりに第3者に開示または公表されない自由ということになりますし、個人情報は法律がありまして、特定個人の識別情報だということになります。実は独自領域があるということはどういうことかというと、特定個人が識別されないけれどもプライバシーインパクトがあるという、こここの領域の説明がよくわからないですね、皆さん。こんな領域があるのかと。鈴木正朝だとわからないの

に、鈴木正朝のプライバシーを侵害している情報というものがあるのかと。本人の名前がさらされるからプライバシー侵害があるだろうということなのですが、実はここに分類されるものが識別子であります。識別子は氏名等、住所等が何もわからない、数字とアルファベットの配列ですが、ここに区分されるものについて、使い方によってはその当人のプライバシーを侵害することがあるわけですね。だから、マイナンバー法を作ったわけです。マイナンバーだけでも、本人に問題が発生するという由々しき問題が起きるということで刑事罰を受けたり、第3者機関を戦後初作ったり、大がかりな仕組みを作りました。従いまして、ここに存在があるということを自覚するということがこれから非常に重要になってくる。カルテでも番号管理する、患者でもこれから番号管理することですから、その番号が氏名と離れて本人確認情報と離れても、なおかつその番号単体を何故保護しなければならないかという非常にシンプルな問題について解答ができなかつたら、日々の仕事もできなくなるのではないか、システムなど組めないということだろうと思いません。資料では「個人情報」と「プライバシーに係る情報」の二つの円は、多重の円にしておりますが、これは意味があります。「プライバシーに係る権利」は裁判で使う概念です。民法の民事規制で使う概念です。「個人情報」は行政規制で使う場合、要するに厚労省が使う場合です。「プライバシーに係る権利」は裁判所が使う概念で、こちらは不法行為法という法律で使います。「個人情報」は個人情報保護法で使いますが、実は判例ですから明確に線が引けません。いくら最高裁の判例が出ていても、やはりもわっとしています。ところが一方、制定法ですからピシッと解釈がなされているであろうと誰しもが思うのですが、実は我が国の個人情報保護法制は非常に不完全です。例えば、個人情報保護法は非常にロジカルではないです。現に、皆さんが県内の弁護士に依頼して

も、明確に答えがでないはずです。リーガルなエンジンを使って推論できないわけですから。全部行政裁量なため、「役所に聞け」と言われます。全国2万人の弁護士が、今まで勉強してきたリーガルな脳みそを使って推論によって答えを導き出せない状況になっております。従って、20数分野40ガイドラインができます。すべてきめの問題ですから、きめていかなくてはならないので、ルールは過剰になります。理論的であれば、推論ができればルールはよりシンプルな方向に向かいます。セオリーがないため、きめの問題としてサブルールがどんどん太っていきます。途中参入の方は到底わからないと思います。先ほどガイドラインの紹介がありましたけれども、木を見て森を見ず、になるべくしてなる仕組みになっております。日本の個人情報保護法がどうなっているかというと、1章、3章が基本法部分とありますが、全体にアンブレラ化しています。誰も見ないような条文ばかりです。4章、6章が非常に重要で、4章が義務規定ですから、皆この4章ばかり見ていています。6章が罰則ですから罰則が怖くて4章をしっかり見ていくという、これが民間部門の一般法で、民間の個人医院が個人情報保護法をみます。ご存じのように、行政機関の保有する個人情報保護法があります。独立行政法人用の個人情報保護法があり、それから地方公共団体による条例があります。大きく4本柱で立っているようにみえるのですが、実はさらに最悪なことに条例は一つではないです。47都道府県に1740いくつの市区町村があつて日本に多数の法律、条例があります。私は、「個人情報保護法2000個問題」として数年前から問題提起し、3.11を契機にガラッと変わって厚労省の審議会で発表した時は、医療等個人情報保護法が必要な論拠の一つとして、最近認知されてまいりました。例えば3.11で何が起きたかと言えば、厚労省は行政機関個人情報保護法が適用されます。監督官庁は総務省です。国立がん研究センターは2005年、独立行政法人

化しましたので厚労省の一組織として行政機関法を受けていたものが、独立行政法人の個人情報保護法になり、監督官庁は総務省です。岩手県立の病院は県の個人情報保護法が適用され、監督官庁は岩手県、同様に市立病院は市、陸前高田市は3.11その当日に機能を失ったわけです。こういう状況化で医療カルテの動きが止まってしまった。厚労省は何をやっているのか、非常事態により支援するよう、すぐ通達出せないものかということになりますが、厚労省が権限を持っているのは個人医院だけです。2000個に国内は分割されています。3.11を契機に、国もこういった体制について問題があることを認知するようになりました。いかに減災するかという問題が突きつけられているわけです。従いまして、広域災害をどうするか、日本は毎年のように河川が氾濫し、火山、地震の問題が中小規模で起きている。3.11はまさに大規模に起きたということですが、実は日本にとっては毎年のことです。必ず市町村をまたぎ、そこに自衛隊と消防と警察とボランティアと医師と歯科医師と皆入ってきます。その時に、監督官庁は、2000個全部は出ませんが常に10、20出てくるわけです。監督官庁の先途が多くなるシステムになっています。私は法律を作るということが貢献度が高く、意味があると思っております。これは簡単なことで、医療個人情報保護法一つ作れば厚労省に一元的に権限が集中します。ちゃんと責任もってきっちり意思決定すれば、われわれは一か所だけ見て仕事ができるようになります。地域連携もやがては市区町村、県も跨ぐ。大規模になると、おそらく県単位の広域連合という問題が今後起きてきます。たぶん四国だと4県、広域連合でやると思います。国立大学も連携を模索しています。従いまして、こういった問題も医療個人情報保護法一つ作るだけで解消できるのではというお話をしています。

本当は一般法もすべて直さなければ、県立病院の医師は県職員ですし、市立病院の医師は市職員

という身分を有していますから、医療情報としてくくり出したとしても人事データベースは依然2000個問題が残ってしまいます。ですから、医療等情報をどう切り分けるかということをいざ各論で考えていきますと、結構悩ましいと。今現在、立法の現場でどういう議論が進んでいるかというと、地域連携からいったん離れますが、立法政策の現場で皆が懸念していること、要するに医療イノベーションも医療関連法制も皆、これをベースにもって議論しています。一つは、流出が加速する国内個人情報という問題です。日本から米国、中国、韓国等に、ここ数年で我々の個人情報がものすごい勢いで外に出ています。例えば、皆さんフェイスブック、ツイッターをやっているかわかりませんが、多くの方がやっています。ふと気が付くと、全部データが海外にあります。何故か。ネットビジネスにおいて日本企業が全部敗退したからです。富士通もNEC、NTTデータ、niftyも含め、so-netだろうがなんだろうが、かつて活躍した方が全部敗退してしまった。実は、1995年の阪神淡路大震災の時に、ネット企業の支援はniftyが中心でした。3.11の時支援してくれたのはグーグルとアマゾンです。全部外資です。例えば、ネットビジネスで敗退するとどうなるか、法的にどうなるか、主要事業者はグーグル、フェイスブック、ツイッターです。適用法はどうなるか。彼らが勝ち抜いた企業ですから、彼らの国や彼らが好きなアイルランド法などを指定してきます。そういうことで、自分の都合のいいところを指定できるのは主要事業者の特権です。自分の好きなところを指定します。裁判管轄の米国カリフォルニア州サンタクララ郡に所在する州裁判所、または連邦裁判所と書いてあります。われわれ消費者が何か不服があって訴えようと思うと、盛岡地裁、東京地裁ではなく、ちょっとカリフォルニアまで来いと言われます。これが、当たり前に日常で使っているデータがこうなってしまっている。日本法の適用が困難な事例も具体的に出てきました。

何故か。まさにクラウドという言葉がでてきたポイントは、かつてはレスポンスタイムの関係もあって、日本でサービス提供する場合には日本にセンターを置きました。いくら、光が地球7周半するからと言っても、どこかでボトルネックがあつて、現実の世界では遅延しました。

従って、日本でサービスする時には日本にセンターがありました。日本の主権の中にありました。ところが今は、米国グーグル社が米国国内で米国法人が米国からダイレクトにサービスをしています。何故、米国に住む米国人が他国の裁判所の決定に従わなくてはならないのでしょうか。形式論でいえばそのとおりです。実質は違います。日本で広告とて何百億円も稼いでいるではないか、日本法の適用を受けないとは何事かというのが実質論ですが、形式的にはそうですねという憎々しい状況に置かれています。これもすべて日本の産業力が低下したがゆえに起きている結果です。消費者保護と産業振興とは決して対立関係にはないです。これからは、産業で負けると人権保障も何も、他国に委ねられることになります。事実上、実質的な利用者保護はどこがやっているかというと、米国です。主要事業者主体の約款とサービス仕様に依存します。ハードの仕様にも依存します。そこを提供して、その設計の主導権を握っている企業がプライバシーの実質保護をしています。実は iPhone、位置情報をしおりちゅうとられています。携帯もそうです。減災のための必要なデータを使わなくてはならない、生命身体を維持するために使う情報は使わなければならぬ、使えるようにするということも重要な仕事です。それが立法政策になってまいります。iPhone の位置情報は、それでもビジネスに使われることは論外です。生命身体と震災対応とビジネスのフェイズはやはり次元が異なります。お金儲けですから。プライバシーと保護利益とのバランスを考えると、本人の自己決定に委ねられなくてはならないということは大きくなっています。

でも、それを守っているのは日本法制かというと違います。アップルの OS に依存しています。設定画面で位置情報を出すか出さないかの選択肢を設計してビルトインしてくれている、実装してくれています。だから、日本の消費者は守られています。ただ、これからは中国にも流出します。ゲノムなどは人権保障があまりなく、法規制が緩いのでデータを集め放題です。チャイナマネーもあります。全世界に優秀な人材が散っています。たぶん、中国でゲノム解析、ゲノム創薬はより進捗するのではないか。同じ憲法思想をもっているアメリカ、欧州にいく分には実は大きな人権侵害のインパクトはないのですが、それ以外の別な価値観の国に今後データが行きますと、非常に由々しき問題が出てくるだろうということを懸念していますが、これは数年来において実現するアリティある話だと思っています。それゆえにどうにかしなくてはという話になっています。近年、急速に日本政府及び日本法制度の役割と影響力が低下しているということは、ここ4、5年で日本が初めて体験することだろうと思っています。ここに法律家が十分に機能していないと。しかし、私は少し楽観しているところがありました。自治体情報と医療情報は非常に重要ですから、国内にセンターを置くよう法規制すれば、それでその問題は解決するだろうと。医師会も含めて、誰も反対しないだろうと。医療情報は重要であるから、国内のセンターで処理することを義務づけるということで解決だと考えました。ガラパゴス誘導政策です。ただ、その帰結するところはどうかというと、その政策は維持できないということがわかつきました。何故かというと、日本はこの安倍政権下で医療イノベーションと言っています。医療イノベーションを一つの大きな軸にしています。何故かというと、半導体産業、自動車産業、かつての繊維産業のように日本はどんどん他国に引き渡していきました。より高付加価値な産業に移行して、高度成長というか成長を続けてきた

わけです。しかし、ここにきて人口減少社会になりましたから、より一層高付加価値な産業を作らなくては、税収はやせ細り、医療費を賄う財源は完全に枯渇します。従いまして、医療イノベーションの政策は必ず実現しなくてはならないということになります。われわれの目標は、数兆円産業でなければ財政を健全化するパワーがないのです。これを当たり前に設計しようという中で、最右翼にある政策が医療イノベーションです。となりますと、他国から日本のセンターにゲノムを集めなくてはならないのです。ゲノム創薬しなくてはならないのです。医療イノベーションがゲノム創薬だけではないのですが、何故ゲノムかというと、ゲノムを集めると各国でハレーションが起きるからです。一番重要だと思っている、それを他国に持つて行かれるという時に各の政府の態度が硬化します。日本だけ出さない、他国からはとる。こういう政策が他国に承認されるわけがないですね。従いまして、日本は開国せざるを得ないです。鎖国政策は不可能です。医療情報は、国境を跨ぎます。某学会の医療系学会から相談を受けましたが、医療情報を海外と交換することについて相談していました。研究材料として皆で集まってデータを豊富にするという非常に科学的なところに特化した価値判断でした。やはり、法制度もあるので、全方位で考えていただかないといけないという話をしました。放っておくといろんなところでデータは越境し始めます。地域連携していると思っていれば、やがてそれはいろんな創薬に係わる様々なビックデータの一部になり、皆さんが集めたデータがまたさらにどこかで連携が始まると思います。イノベーション促進の条件は何かといいますと、まず一つは企業の資金力です。ところが、今気になっているのは、創薬ビジネスするといっても、プレイヤーがいないということ。国際順位が何位なのかと。主役がいないという話です。また、最先端技術開発力です。医学部が 80 施設あっていいのかという話が既に出

ております。それどころか、国立大学が 89 施設あっていいのかと。実際は予算を選択、集中して、経営だと当たり前にやっています。例を挙げると、エストニアは 160 万の小国でさいたま市一つ分しかありません。従って国立大学、大学病院も一つだけです。そこでゲノムのメジャーなジャーナルに掲載されているゲノム関連論文の数は、日本の 80 大学の総数より多いと言われています。中身についてはわかりませんが、単純に数の比較だけで、何故そのような差が起きてくるか、それは医療レベルの違いではないそうです。潤沢に実験ができるゲノムの総量の違いだとおっしゃる先生がおります。もう一つは、個人情報の集積力です。拠点を集中し、研究予算は増やすが拠点、人材は集中する、そこで最先端の技術開発をする、個人情報の集積力も高める。日本法は、実は先進各国で個人情報保護法制は最低のレベルだと言われています。韓国、マレーシアにも負けております。優劣は何を基準に話しているのかというと、消費者本人、患者保護のレベルが極めて低い法制度です。低い法制度のところにどうして他国が情報を引き渡すでしょうか。EU は個人データ保護指令というものを持っていまして、EU 域内の保護水準より低下している国々にデータを引き渡す場合には、コミッショナーはそれを止めることができる権限を持たなければならないと定めています。従いまして、EU から日本に個人データを引き渡す、先ほど事業継続のお話を田中先生もおっしゃっていましたが、個人データに関して事業継続がありません。EU はいつでも日本に対する個人データの提供を止めることができます。どうして、日本にデータセンターを置けるでしょうか。医療情報ではありませんが、例えばトヨタはカーナビを使って自動車の IT 化、ビッグデータビジネスを考えています。トヨタは世界中に工場を持っていますから、すべての工場立地箇所の法制度を熟知しています。電力が安く、人材が豊富で、安全な土地がどこかもわかっています。デー

タセンターの最適地としてトヨタが日本を選択するであろうかと考えると、日本企業ですら逃げるのではないか、それは事業継続という意味からの日本の法制度では危ないからです。従いまして、私は、個人情報保護法の改正を主張しております。イノベーションしたいとしたならば、規制を強化すべきと。規制強化と規制緩和両面あって、それは個別の政策ごとにどういう組み合わせがいいかは、国際状況の中で見極めて組み立てなければならぬわけです。規制緩和でデータ流通をよくしようということが、テーマの匿名化です。ある一定の条件を備えた匿名化情報であれば、本人の同意なく自由に活用させてほしいという部分は重厚な法制度で一部認めて、データの巡りをよくしましょうと。一方で、消費者保護。先ほど、田中先生が同意の撤回という話をされておりましたが、現行法制にはないです。しかし、同意の撤回はあるべきです。医療現場ですから、同意の撤回という問題がおそらくおのずと出てきたのだと思いますが、個人情報保護法制ではいったん同意をとってしまえば、未来永劫使い放題ということもできます。しかし、それはプライバシー権侵害ということで、不法行為の範囲で穴を塞ぐということの解釈をしたりして凌いでおりますが、医療はさすがに不真面目なことはできないので比較的硬めに行っております。硬すぎるところもあるくらいで、データ流通を委縮させております。ところが、ビジネスの世界では横行しています。そのビジネスが EU や米国で通用するかということ、袋叩きになります。そういうことをやっていけるようでは、何がイノベーションかという話になるわけです。具体的な事例でいうと例えばですが、排ガス規制とそっくりです。世界的に環境問題について意識が高まっている時に、日本は世界最高水準の排ガス規制を導入しました。その時、トヨタ、日産がロビー活動でそれを撤廃させようとしたかと言えばそうではなく、乗り越えました。燃費も向上し、価格も下げたことで初めて国際競争

力を手にしたわけですが、データ産業においては個人情報の集積力というのは消費者保護の強化です。これが環境問題、自動車産業における排ガス規制とほぼパラあります。JEIDA と呼ばれるコンピュータメーカー等が入る団体は、自らそれが必要だという意見書を提出しました。経団連の主要メンバーですけれども、規制される事業者側が消費者保護の規制を強化してほしいと提案しました。彼らはヨーロッパで仕事をしていますから、日本の規制だと日本国内にデータを持ってこられなくなるということを肌身で感じているため、ああいった意見書になったと思います。産業振興と、消費者保護は対立関係にはないです。協調点を探らなくてはならないということになります。これは、医療データも同じです。

結局、いつでも私たちはこの資料ばかりを見ています。高齢者人口の推移です。2005 年の労働者人口（15 歳～64 歳）、2030 年の労働者人口は資料のとおりです。これでどうやって年金と医療保険制度を維持するのでしょうか。この図が原点となっているわけです。それ故に、今現在やらなくてはならないことがあるだろうということで、医療介護制度の在宅医療介護制度にしろ、結局、病院の平均入院日数をぐっと縮めて点滴をしたまま帰すようなことをしていて、家族、身寄りもコミュニティもないということになると、独居老人がどれほど亡くなるかということはもう決定された未来として、だいたい数式が出ているわけです。これに対して、手当できるのは、今だけではないかと皆が思っています。ちなみに何故ゲノムを取り上げるのかというと、日本人は、医療関係者は別として一般市民を交えて話をするときノムと言って初めて哲学します。それゆえゲノムを見ていますが、慶應大学の富田先生が、12 年 7 月 31 日に全ゲノムを公開しました。生きながら、献体するようで、非常に英雄的で科学技術の進捗のために自分の情報を開示してくれたのだと思いつつ、どこか引っかかるところがありま

した。医療関係者のいる研究会で「子供がいたら影響があるのでは？」と聞きましたら、「影響はあります、ゲノムですから」と。そうしたら、プライバシーの問題ではないと気づきました。プライバシーにはいろいろな定義がありますが、個人の自己決定の問題です。自分が決定できるからこそプライバシーなのです。日記を見せる、手紙を見せる等、自分がいいと言えば法益は侵害しないです。その方が真意からいいと言えば、OKです。これがプライバシーの特徴ですけれども、このゲノムとは、まだ十分に解析されておらず、今後公開すれば分かってしまう。この方の息子、いとこ等だとわかつてしまえば、実はその方にもネガティブ情報による影響が広がります。そうすると、富田先生だけでは意思決定できないのではと気づきました。プライバシー権もあるけれども、プライバシー権をみ出した問題があると。このルールと哲学は誰も何も言っていない。これがプライバシー権だと整理をしたら、富田先生が全部決定できる。富田先生に限らず、私たちが自分のゲノムを公開する、しないの意思決定をもらえることになります。しかし、それによって、困る方が沢山出てくる。これは法制度も法哲学も、何も考えてこなかったことです。ところが、東北大学に800億円、京都大学に数百億円つけると。ゲノム創薬の研究は、今現在、どんどん進捗しています。ルール無きまま、どんどん進捗しています。いいのだろうか。ゲノム創薬、テラーメイド医療の研究開発における「ゲノム（全遺伝子情報）」含む「医療情報」を集積する必要性は誰も否定しない。世界市場を狙うためには世界中の人々のゲノム、医療情報を取得する必要がある。日本がEU域内からゲノムを取得し始めた時にEUのインフォメーションコミッショナー、日本でも第3者機関としてそろそろ出来上がりますが、彼らが黙って見ているだろうか。たかだか、グーグルのストリートビューが入って町や人々の映像をとっただけで、EUはグーグルに対して出ていけと言

いました。町の映像情報ですら、あれほどハレーションが起きたEUの場から、日本がEUより劣後する法制度でゲノム情報を掴んでもってきました、何が起こるかは火を見るより明らかではないかと政策担当者に提起しています。ゲノムだけではなく、ビジネスデータ全部に波及するであろうと。これは予想というより、当たり前のことではないかと話しています。日本の保護水準の十分性がいよいよ問われる、引き金になるのがゲノムだろうと私は思っています。

それで今の状況がどうかといいますと、憲法があります。統治機構があり、人権があります。プライバシーの権利もありますが、法律屋は一つの価値だけに集中して団子状態ですが、一方に25条の生存権があります。プライバシー権ばかり見ていてはダメで、生存権が崩れてしまいます。独居老人を放置することになります。ゲノム創薬も原発同様に、やらなければいいのではと。人類が手を出してはいけない領域に手を出すからしつぺ返しが来るのだ、という観念論をいう方がおりますが。それも一つには文学的にはありだと思いますけれども、日本がゲノム、医療情報のコアに手を出さないと何が起こるかというと、他国で日本人のゲノムを解析し始めます。新薬を作つてもらうために、テラーメイドであればあるほど、データを出さなければ作つてもらえないになりますから、とにかく国内から出していく。そうすると、日本の憲法も国内法も適用されなくなる時代が来る。今現在も、フェイスブック、ツイッター、グーグルでも全部、今起きていることです。それが医療データに移行するだけではないかと。予想というより、論理必然的に起きてしまう決定された未来ではないかと。何故手を打たないのかという提起をしているわけですが、立法、司法、行政の中に、今度、マイナンバー法と一緒に政府CIO法というものが内閣官房の向井審議官のチームが作りました。これは、政府CIOはいわば今まで省庁分立で先ほど総務、経産、厚労だと出てき

ましたけれども、一体となるよう皆が望んでいるわけです。医療情報、医療制度に関して、何故バラバラにやるのかと。グランドデザインを描いて活動すべき、既に時間も資金もない状態にある中で、しっかりマネジメントしようではないかという。すべての先進国にある政府 CIO がようやく遅ればせながらできた。マイナンバーのチームが仕上げました。格式は事務次官より上です。法律はすごく権限が立派にできました。ここが全体のグランドデザインを描いて電子政府化、医療制度を含めてここにやってもらう必要があります。何故なら、厚労省に閉じてないからです。省に閉じていない問題は、総務、経産、厚労がバラバラに動くのではなく、政府 CIO にやってもらう。政府 CIO の場所を借りて、各省庁が人を出して推進してもらう。厚労省が動かなければ経産、総務が協力して、ここから圧力をかける。とにかくそういう装置にしたい。ただ、一方、アクセラだけではいけないので、情報保護委員会が番号情報保護委員会なのですが、マイナンバー法ができました。この機関が、公正取引委員会と同じような非常に強い権限をもった第 3 者機関としてできました。この機関をブレーキ役としてもらう。それから既存の主務大臣も残すと。政府 CIO、情報保護委員会、主務大臣、ここにも三権分立を作るべきではないかとかねてより提案していました。これでガバナンスが効くような建付けがなければ、個々の政策は何をやっても頓挫するであろうと。この構えがかつては夢物語でしたが、内閣官房の向井チームが作った。これは財政の規律が緩んでいた状況を見て、最終的には呉越でも同じ舟に乗っているわけですから、沈むと皆がわかっているがゆえに、今回は足の引っ張り合いが起きなかつたのかと思っています。私もガイドラインをつくっていますが、医療連携基盤も含めて、細々としたガイドラインに依拠するよりも本質的なところから必要なものをしっかりと入れる、しっかりと設計し直す、ということが参議院選に勝利し

た安倍政権下での立法政策ではないかと。結構皆頑張っているのですが、私はもう一つ提案しています。医療イノベーションも含めて皆が勝つ氣でいますが、負けたときの備えも考えようという話をしております。勝ちプランだけではなく、負けたときの撤退プランもセットで政策を作ることが立法政策ではなかろうかと。敗退した時に傷を最小化するための負けに備えた政策をどう立案するのかということが一方で私は必要だと思っており、そちらを私は考えようと思っています。負けにいかに備えるか、択一関係ではなくて両方必要を考えますので、両方セットで矛盾なく使える、作れると思っております。以下、いろいろ資料がありますが、実は個人情報保護法制が 10 年経って、ようやく動き出すきっかけを向井審議官チームが入れ込んでくれました。番号利用法の附則 6 条 2 項がキーです。ここに一年内に見直すという条項を入れました。個人情報保護法も 3 年内見直し条項が入っていましたが、今回の 6 条 2 項は 1 年内という条項になっています。これは何を意味するかというと、向井審議官らのチームが「自分たちが実現する」という宣言でもあります。ここに賭けたいと思っているわけです。ここで個人情報保護法をどこまで改正できるか、今日は詳しくお話しできませんでしたが、匿名化情報、匿名化処理すれば、医療連携も法制度の邪魔なく動ける部分があるということです。ここを何とか立法化するということが 1 年内ですから、12 月までに骨子を決めて法制局を通す、来年の通常国会を目指すということになります。ですから、1 年ということは、実は数か月です。ですから、意外とリアリティのある話で、この頑張り具合が、皆さんに医療連携基盤にも来年以降、明確に影響を与えるのではないかと思っています。個人情報保護法制をいかに改正するか、ガイドラインベースではなくて、根本からしっかり議論するということにもっていきたいと思っています。時間にな

りましたので、途中ですが以上とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

岩動

鈴木先生どうも有り難うございました。これで講演2を終わります。

小山

鈴木先生、座長の岩動先生、有り難うございました。

閉会のご挨拶を岩手県立宮古病院の院長先生であられます佐藤先生にお願いしたいと思います。

閉会の挨拶

佐藤

県立宮古病院の佐藤でございます。2時間にわたりての講演会、特に講演1の推進に当たっての留意点、講演2の情報に関する国際的な関係、いわゆる情報戦に負けるのではないかというお話は非常に興味深く聞かせていただきました。今までこの会では、どちらかというと技術的なことが多かったのですが、今回は実験段階から本格的になると法的なことが前面に出てくるということが分かったと思います。これを機に、現在、宮古病院も遠隔医療のことをやっておりますが、今日の話を参考にして、いい形で岩手モデルを作つていけばと思います。長い間有り難うございました。そして、お二人の先生方、本当に有り難うございました。

小山

長時間にわたりまして、ご協力ありがとうございました。事務局からですけれども、次回の班会議は9月13日(金)。ここを会場に行わせていただきます。

それでは、これで第1回の班会議を終わらせていただきます。有り難うございました。

以上



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが実現します

平成25年度厚生労働省科学研究費補助金地域医療連携開拓研究事業
「連携医療を実施する拠点病院のあり方にに関する研究」(課題番号:H25-医療-049)
第1回企画 講演(1)

「医療情報連携推進にあたっての留意点」 ～ICTを活用した医療情報連携をすすめるために～

[ハンドアウト版]

平成25年6月7日

JAHIS 保健福祉システム部会
地域医療システム委員会
田中智顕

© JAHS 2013

JAHSはじめに

- 1 医療情報連携を推進するにあたり、主たる予算スキームとその執行状況を踏まえた国内の状況の確認します。
- 2 医療情報連携を推進するにあたり、主たるガイドラインなどの直近の動向を確認します。
- 3 医療情報連携を推進するにあたり、標準規格や実証事業などにおける検討で参考になるものを共有します。
- 4 医療情報連携を推進するにあたり、ICT導入前に留意しておきたい事項について確認します。

※以上の資料は日々おおきく変化します。資料をプレゼンよりも参考資料としてお持ちいたい場合は、そのためアドバイスを聞きながらお読みください。また、ご参考までにJAHSホームページをご覧ください。

By Tomoyasu Tanaka, JAHS

2

JAHS一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会について

名 称：一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会

Japanese Association of Healthcare Information Systems Industry

略 称：JAHS(ジャイヒス)

設 立：平成6年4月21日 日本保健医療情報システム工業会として発足

平成22年7月1日 一般社団法人 保健医療福祉情報システム工業会設立

目 的：保健医療福祉情報システムに関する技術の向上、品質および安全性の確保、標準化推進を図ることにより、保健医療福祉情報システム工業の健全な発展と国民の保健・医療・福祉に寄与し、もって健康で豊かな国民生活の維持向上に貢献すること。

理 念：1)生活者の重視、2)技術規範の確立、3)産官学の協調、4)産業界の健全な発展

事業内容：

1. 保健医療福祉情報システム技術の向上および品質・安全性の確保に関する調査・研究並びに業界・ユーザへの普及
2. 保健医療福祉情報システムの標準化とその普及への技術的視点からの参画
3. 業界の健全な発展を目的とする政策・制度等に関する意見・要請
4. 研究会・講演会・研修会・展示会等を通じた知識の交流と普及
5. 海外との交流、国際協同の推進
6. 保健医療福祉情報システム工業統計の監督
7. 政府の政策への啓発(委託事業、補助事業等)
8. 法令、基準等の周知徹底
9. その他

会員企業：349社（2013/04/16現在）

© JAHS 2013 By Tomoyasu Tanaka, JAHS

JAHS

- 1. 地域医療再生基金の経過と地域医療連携情報システムの導入事例の拡大
- 2. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の各種ガイドライン
- 3. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の標準規格
- 4. 地域医療情報連携推進協議会などを設立するにあたって留意すべき事項

© JAHS 2013 By Tomoyasu Tanaka, JAHS

4

JAHS

- 1. 地域医療再生基金の経過と地域医療連携情報システムの導入事例の拡大
- 2. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の各種ガイドライン
- 3. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の標準規格
- 4. 地域医療情報連携推進協議会などを設立するにあたって留意すべき事項

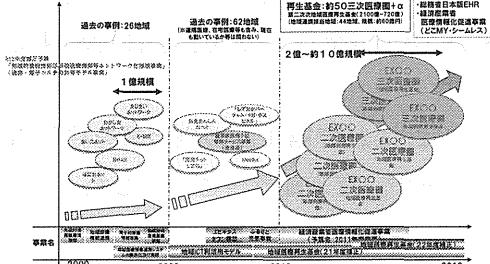
© JAHS 2013 By Tomoyasu Tanaka, JAHS

5

JAHS 地域医療連携情報システム関連の予算動向について

2008年度改正(2010年)～過去5年間の予算動向
下が地域連携の分野におけるもの

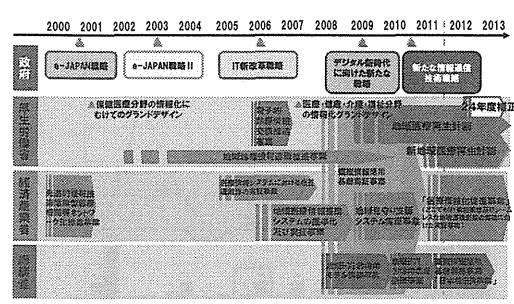
その執行タイミングは2012年にピークが訪れる想定される



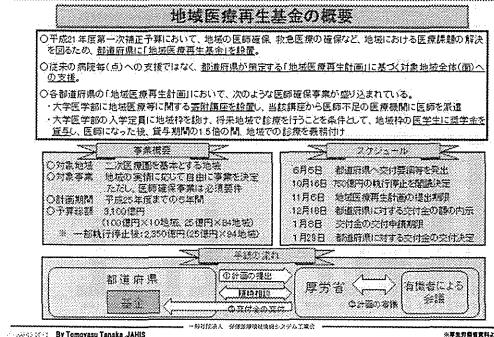
© JAHS 2013 By Tomoyasu Tanaka, JAHS

6

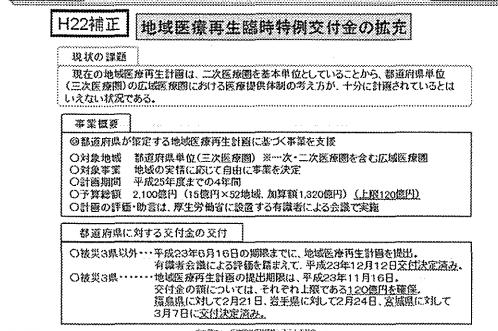
JAHIS 各省庁にみる地域医療連携情報システムに関する予算



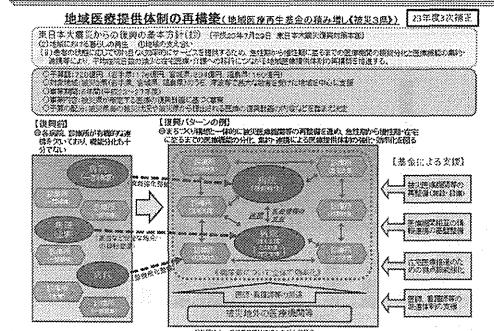
JAHIS 平成21年度補正予算による地域医療再生基金



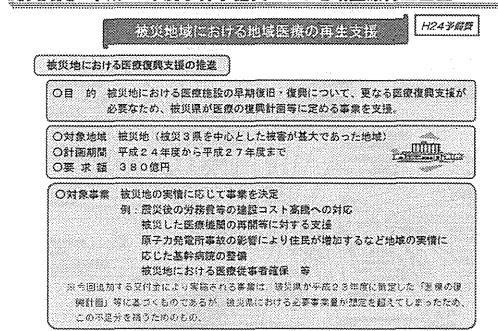
JAHIS 平成22年度補正予算による地域医療再生基金



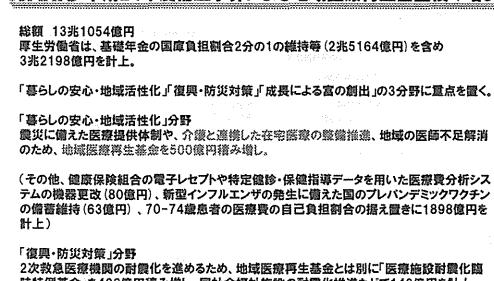
JAHIS 平成23年度第三次補正予算による地域医療再生基金



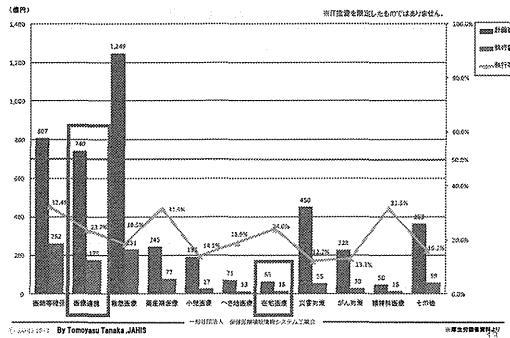
JAHIS 平成24年度予算予備費による地域医療再生基金



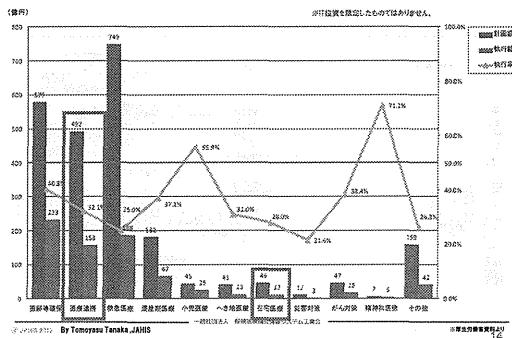
JAHIS 平成24年度補正予算による地域医療再生基金積み増し



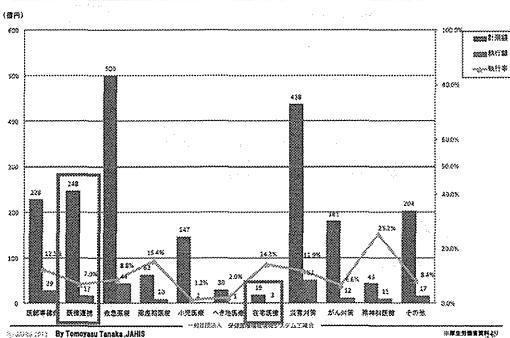
JAHIS 地域医療再生基金の執行状況(21、22年度合算分)



JAHIS 地域医療再生基金の執行状況(21年度補正予算分)



JAHIS 地域医療再生基金の執行状況(22年度補正予算分)



JAHIS これまでの地域医療再生基金の執行状況

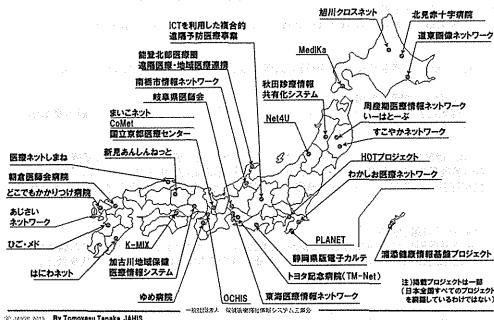
年次区分	額(円)	実行区分	基準交付額	基準交付額(実行額)	既定実行額(%)	年次区分		実行区分	基準交付額	基準交付額(実行額)	既定実行額(%)
						21年度	22年度				
21年度 二次医療圏	2,340	102	4,6	231.9	47.6%	478.2	764.7	32%	683.2	1,421	46%
21年度 三次医療圏	2,103	95	0.0	85	10.6%	195.7	195.7	8%	628.5	819	39%
合計	4,450	108	4.6	231.9	47.6%	674.9	960.4	31%	1,312.7	2,220	44%

(参考) 施設設備関係の実行状況												
年次区分	額(円)	実行区分	基準交付額	基準交付額(実行額)	既定実行額(%)	既定実行額(%)	年次区分		実行区分	基準交付額	基準交付額(実行額)	既定実行額(%)
							21年度	22年度				
21年度 二次医療圏	322件	654.1	264.3	217.7	105件	136件	138件					
21年度 三次医療圏	539件	1,122.6	311.6	3.2%	201件	182件	48件					
合計	661件	7,076.7	325.5	17.1%	306件	288件	186件					

※実行区分で括弧内に示すものではありません。
一財団法人 地域医療再生基金実行委員会
日本文部科学省

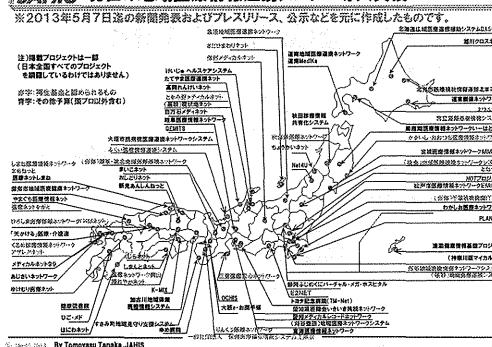
JAHIS 地域医療情報連携システムの導入例(過去の導入事例)

※22年度頃にJAHISで紹介に使われた事例



17

JAHIS 現在の地域医療情報連携システム導入実績



18

JAHIS

1. 地域医療連携基金の経過と地域医療連携情報システムの導入事例の概要

2. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の各種ガイドライン

3. 地域医療連携情報システムの導入に際して留意すべき医療情報分野の整備規格

4. 地域医療連携基金導導基盤基金などを設立するにあたって留意すべき各項

JAHIS 医療情報分野における各種ガイドラインについて

現在、医療情報を電子的に取り扱う場合や、外部に保存する場合は、国が定める以下のガイドラインを遵守することが求められています。

- 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」(厚生労働省)
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2010/02/s0202-4.html>
- 「医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン」(経済産業省)
<http://www.meti.go.jp/press/2012/10/201210150003/201210150003.html>
- 「ASP-SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」(総務省)
http://www.soumu.go.jp/menit/news/s-news/01r0002_01000009.htm

以上について知っておくことは、今後、地域医療連携を主体的に推進する機関会など(運営主体)から医療情報システム(運営主体)へ業務の委託などを行う際に重要となります。以降のページで各種ガイドラインの関係性などについて触れます。

また、医療・介護関係者向けの個人情報にかかるガイドラインがありますが、本年度4月 興味深い事例への考え方方がQ&Aに改定版として公開されているため、触れてさせていただきます。

「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」
<http://www.mhlw.go.jp/stf/bunya/saisaku/kourei/>

JAHS 医療情報分野のその他ガイドライン改定のこれまでと今後について	
平成20年3月	【厚】医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第3版
平成20年7月	【経】医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン 外部機関
平成21年3月	【厚】医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4版 民間業者
平成21年7月	【自】ASP-SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理制度に関するガイドライン 民間業者
平成22年2月	【厚】医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4、1版
平成22年12月	【経】ASP-SaaS 事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理制度に関するガイドライン第1、1版 民間業者
平成24年10月	【経】医療情報を受託管理する情報処理事業者における安全管理ガイドライン(改定) 外部機関
平成25年	【厚】医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4、X版の検討 民間業者

JAHIS SS-MIX2の特徴について

- SS-MIXは、オーダーに対する結果／実施情報をオーダメッセージと同一のメッセージで表現していた。SS-MIX2では、オーダメッセージと結果／実施メッセージを明確に区別し、HL7として新しいメッセージを使用するよう改訂された。
- JAHIS標準は、SS-MIXが公開された当時から大幅に改訂されている。また現在JAHIS標準案として改訂中のものもあり、SS-MIX2では最新のJAHIS標準やJAHIS標準案に準拠するよう改訂された。
- 調剤実施情報、服薬実施情報、注射実施情報といった実施情報メッセージに加え、内視鏡検査オーダー結果、生理検査オーダー結果メッセージが追加された。
- 上記の改善によって医療の現場においてSS-MIX2でカバーできる範囲が広がったことにより、さらなる普及が予想されています。
- これらを踏まえ、経済省平成22年度「医療情報化促進事業」では、医療機関から基盤システムへの診療記録の連携にSS-MIX2形式のデータインターフェースを採用している。

参考文献

- JAHIS 薬床検査データ交換規約 Ver3.0
- JAHIS 送方データ交換規約 Ver2.0(→Ver1.0)
- JAHIS 病名情報データ交換規約 Ver2.0(←Ver1.0)
- JAHIS 薬剤実施データ交換規約 Ver1.0
- JAHIS 内視鏡データ交換規約 Ver2.0
- JAHIS 放射線データ交換規約 Ver2.0(→Ver1.1)

© 2008 JAHIS By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

一般社団法人 医療情報連携システム工業会

37

JAHIS 標準化ストレージの活用のながれ

平成17年

- ①当初の目的 医療情報の継続性の担保と診療情報交換(メディアベース) 脊椎脊髄症システムのフレームの既存システム提供ベンダーを変更する際に、診療情報を移行することを目的として継続性を保証するために活用のニーズ

平成16年春 静岡県下の医療機関にてメディアベースで診療情報交換を目的に実証事業「静岡版電子カルテシステム」が行われる。

平成18年

- ②標準化ストレージという概念に着目、平成18年度、すべての医療機関を対象とした医療情報の標準化による医療の質向上を目的とした「再生分離電子カルテ診療情報交換事業」SS-MIX: Standardized Structured Medical record Information Exchangeが実施される。

平成19年

- ③診療などに応じたデータ保全のためのニーズ

バックアップ情報としての役割 地域医療連携システムに接続する医療機関の導入する電子カルテベンダーは多様性があり、これら医療機関で診療情報の相互交換を促進するためには、診療情報が標準化されている必要があります。地域医療の対象となる患者の診療情報のみを病院情報システムから抽出し、外部リポジトリとして活用するニーズがある。

平成20年

- ④地域医療連携の発展に伴い付加された目的 SS-MIX2

地域医療連携システムにおけるリポジトリとしての役割

地域医療連携システムに接続する医療機関の導入する電子カルテベンダーは多様性があり、これら医療機関で診療情報の相互交換を促進するためには、診療情報が標準化されている必要があります。地域医療の対象となる患者の診療情報のみを病院情報システムから抽出し、外部リポジトリとして活用するニーズがある。

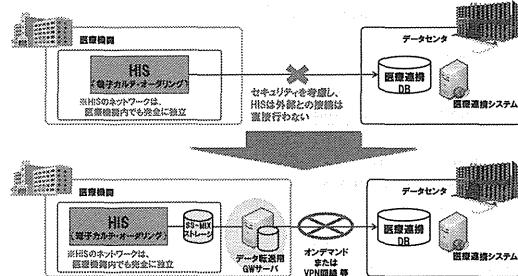
平成21年

By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

38

JAHIS 標準化ストレージの医療情報連携への活用

地域連携におけるリポジトリとしての活用

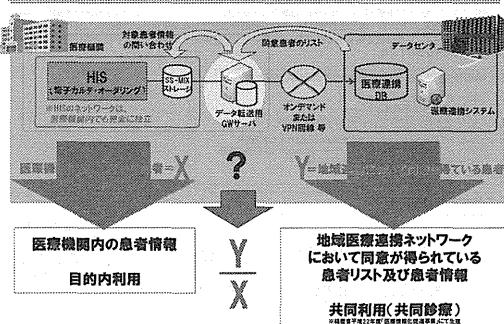


© 2008 JAHIS By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

一般社団法人 医療情報連携システム工業会

39

JAHIS 標準化ストレージの医療情報連携への活用における留意点



© 2008 JAHIS By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

40

JAHIS SS-MIXを活用した事業の事例

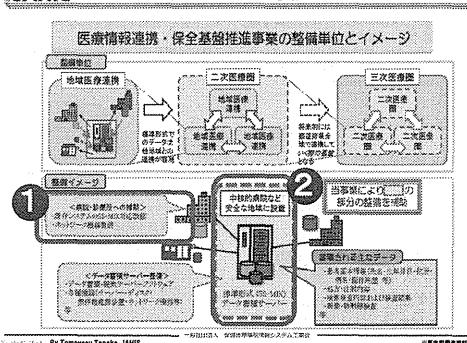


© 2008 JAHIS By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

一般社団法人 医療情報連携システム工業会

41

JAHIS SS-MIXを活用した事業の事例



© 2008 JAHIS By Tomoyasu Tanaka, JAHIS

42

